

志布志事件に関する関係機関の報告書の分析

一橋大学法科大学院 村岡啓一

はじめに

志布志事件は我が国刑事司法の問題点を凝縮した事件として国際的に紹介された。Cf. 2007年5月8日：International Herald Tribune の一面トップ記事 “Justice in Japan: Served, or coerced?”

“Coerced false confessions expose flaws in Japanese justice system”

志布志事件が国際人権諸機関に及ぼした影響

①拷問禁止委員会の最終見解（2007・5・18）＝日弁連意見書 Para.122

Para.15 「代用監獄」 Para.16 「取調べに関する規則と自白」

②国際人権規約第5回日本政府報告書の審査（2008・10に予定）

日本政府報告書（2006年）Para.162では、取調べ状況報告書の導入について言及するのみで、取調べの録音・録画には消極的である旨を明言。

日弁連報告書（2007・12）は、第7章「被疑者・被告人に対する捜査と身体拘束」（1）代用監獄 Para.559（2）取調べの可視化 Para.582の項で志布志事件を引用し、代用監獄の廃止と取調べの可視化を提言。

③国連人権理事会の普遍的定期審査 Universal Periodic Review（2008・6・12）

UPR 作業部会の第1回日本政府に対する審査において、代用監獄と警察の取調べの問題につき7カ国が発言し、4カ国が勧告（2008・5・14報告書II13）＝日弁連提供情報 Para.12（別添補足資料II-3）

日本政府は、人権理事会総会において、取調べの可視化につき慎重に検討する必要があることを回答した。“Careful consideration was needed to introduce mandated recording or video-taping of all interrogations”

この一連の経過からいえることは、日本の自白獲得を目的とした取調べに対する国際社会からの度重なる批判にもかかわらず代用監獄における密室取調べを容認してきた日本政府が、志布志事件等（氷見事件、北方事件）の警察の違法取調べに対する国民からの非難を契機に取調べの適正化の方向に動き出し、その一環として、取調べの一部録音・録画を検討する旨を国際社会に対して初めて明らかにしたということである。

そこで、本報告では、取調べの適正化を促した志布志事件について各関係機関がどのような総括を行ったのかを検証してみることにする。

（2009年5月から始まる裁判員制度下での裁判員による事実審理の在り方の検討からも、取調べ過程の可視化の必要性が説かれ、少なくとも検察官が任意性立証（含む特信性）のために検察官面前調書の作成過程をDVD録画しておかなければ立証されていないとして当該調書を却下する運用が裁判官から示唆されている。（司法研究報告「裁判員制度の下における大型否認事件の審理の在り方」77頁以下）したがって、取調べ過程の可視化の方向はほぼ既定路線と考えられ、問題は可視化される範囲ということになる。）

I 最高検察庁

(1) 平成19年8月「いわゆる氷見事件及び志布志事件における捜査・公判活動の問題点等について」

【問題点の指摘】

- ①警察捜査の問題点：供述の信用性の吟味の不十分さ→自白の信用性判断の注意則に照らした検討の結果（供述内容の自然さ・合理性の吟味、供述の変遷理由の吟味、客観証拠による裏付けや客観証拠との整合性の確保、秘密の暴露がないことの意味、体験供述が少ない理由の検討が不十分）
- ②取調べの問題点：検察官において、警察における取調状況を的確に把握していなかったうえ、その結果得られた自白について**批判的な視点からの検討**がなされなかった。
- ③消極証拠の検討が不十分→消極証拠を虚心坦懐に評価する姿勢に欠けた。選挙活動の実態を解明するという基本的な捜査が行われなかった結果、**アリバイ事実の把握**が遅れた。
- ④捜査態勢の問題点：検察官は公訴官の立場から、自ら関係者の取調にあたり、判断のための材料を直接収集することも考慮すべきであった。地検の捜査態勢が手薄で捜査が後手に回り、真相の究明から遠ざかった。事案全体を見通した捜査計画が立てられていれば、十分な捜査態勢を組むことができた。経験の浅い堅持を主任とした場合の必要不可欠な**上司による適時かつ的確な指導**が不十分であった。
- ⑤公判の問題点：争点整理がなされていないため公判が長期化した。保釈許可決定に対し**検察官が抗告**した結果、取り消されて保釈却下となった経緯があるが、身柄拘束期間の短縮に配慮すべきであった。

【再発防止策】

平成19年4月5日検事長会同における検事総長訓示

「公訴官の立場から捜査の適正さに目を配りつつ、自白の裏づけ捜査の徹底、自白と消極証拠を含めた負の証拠との突合吟味など、**基本に忠実な捜査**を遂行すべきである。」

- ①証拠の慎重な吟味→証拠の慎重な総合評価は、消極証拠の検討も含めた多面的なもの
- ②警察捜査との関わり方→警察端緒事件であっても、検察官としては積極的に捜査に関与し、自ら心証を形成して、警察と連携を図る必要があり、**捜査状況を的確に把握**し、問題があれば直ちに是正する措置を採る。
- ③きめ細やかで適切な捜査指揮・決裁
- ④捜査態勢及び捜査計画→地検支部において、検事正及び次席検事による指導

- ⑤公判前整理手続の活用による長期公判の回避
- ⑥身柄拘束期間の適正化に留意することにより長期化を回避

【最高検報告書に対する評価】

志布志事件は、捜査の現場では追及的・威圧的取調べが行われており、**精神的拷問**が存在し、その結果、**虚偽自白による『冤罪』**が発生していることを示している。しかし、本報告書では、この虚偽自白を誘発する危険性をどうやって除去するのかという問題意識が全くない。報告書が志布志事件の教訓とするのは「基本に忠実な捜査の励行」であって、余りにも当然のことを指摘しているに過ぎない。また、本件の真の問題点は検察官個人の能力や資質に還元される問題でもないし、決裁制度や指導体制の不備としたシステムの問題でもない。国際社会が正当にも批判しているとおり、代用監獄における長期身柄拘束を利用した**自白中心の捜査のあり方**こそが改められなければならないのである。

本報告書では、検察官の公訴官としての立場が強調されているが、本件の検察官は、アリバイ成立を認識しながらの公判維持や保釈決定に対する累次の抗告の申立を行うなど、公訴官としての立場を忘れて、**悪しき当事者主義**の考え方を徹底して実践している。この**検察官倫理の欠如**こそが、反省すべき点ではないのか。

（２）平成 20 年 2 月最高検察庁「取調べの録音・録画の試行の検証について」

平成 18 年 8 月から平成 19 年 12 月までに、170 件で録音・録画を試行し、4 件につき、任意性立証に使用した。期間経過後に 2 件使用した。（任意性肯定 4 件、証拠価値は限定的としたもの 1 件、任意性に疑いがあるとしたもの 1 件）

【録音・録画する場面】

- ① レビュー方式：特定の自白調書につき、自白の動機・経過、取調べの状況、作成過程、自白内容等について質問し、被疑者が応答する場面
- ② 読み聞かせ・レビュー組合せ方式：被疑者が読み聞かせを受け、閲読する場面及び内容を確認して署名する場面

【検証結果】

- ① 裁判員制度において、**任意性等の有無を効率的に立証する手段**になりうる。
- ② 試行した方法であれば、取調べの機能を害さないことも可能だが、一方で、供述態度を変化させた事例もあり、取調べの機能を害するおそれも否定できないから、最終的な評価は難しい。
- ③ **全面録音・録画方法**では、自白により物証を発見して逮捕する種類の事件では、被疑者から真実の供述を得ることが困難となり、真相解明が困難となる蓋然性が高いことが確認された。

【課題】

- ① 任意性に限らず、信用性等を立証するための証拠として使用する。
- ② 捜査の適正確保のために、警察とも連携して、録音・録画を利用する。

(3) 平成20年4月3日最高検察庁「検察における取調べ適正確保方策について」

【弁護人接見に対する一層の配慮】

- ① 取調べ中の被疑者からの接見要請を直ちに弁護人に連絡する。
- ② 弁護人からの接見申出につき、早期に接見の機会（遅くとも、食事、休憩時）を与える。
- ③ 接見申出とそれに対する措置を記録化する。

【取調べに当たっての配慮】

- ① 身柄拘束中の被疑者の取調べにあたって、就寝、食事、運動、入浴を確保
- ② やむをえない場合を除き、深夜または長時間の取調べを避ける。
- ③ 取調べにおいて、少なくとも4時間ごとに休憩を与えるよう努める。
- ④ 供述調書は、必要に応じて、問答式で作成する。

【取調べに関する不満等の早期かつ網羅的な把握とこれに対する適切な措置】

- ① 決裁官が、申入れの内容を把握し、調査をして必要な措置を講じる。その内容、調査結果、措置を記録化する。
- ② 調査結果等について、可能な範囲で、被疑者または弁護人に説明する。

II 警察庁

(1) 平成20年1月24日警察庁「富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点等について」

平成19年11月1日国家公安委員会決定「警察捜査における取調べの適正化について」を受けて、後記警察庁指針をまとめる前提として調査したもの。平成19年12月鹿児島県警察「いわゆる志布志事件の無罪判決を受けた再発防止策について」を取り込んでいる。

【警察捜査の問題点】

- ①取調べの問題点：長期間、長時間の追及的、強圧的な取調べ、取調べ官による不適切な言動が窺われると判決で指摘された点。
- ②供述の信用性吟味の問題点：供述の不自然性、変遷等につき吟味が不十分であった。客観証拠による供述の裏づけが、結果的に、不十分であった。
- ③捜査指揮の問題点：捜査指揮をした幹部において、結果的に、捜査状況に即した的確な捜査運営が十分になされなかった。（警部が直接取り調べる異例）

- ④「踏み字」は、犯罪捜査規範に違反し、取調べとして適切でなかった。

【再発防止の当面の方策】

- ①「緻密かつ適正な捜査」の徹底を通達等により繰り返し指示
- ②任意段階における取調べ状況の管理
- ③犯罪捜査規範の一部を改正→ i) 司法制度改革への対応（物的証拠の収集、分かりやすい立証の工夫、各葉指印制度の導入）、ii) 適正捜査の推進（被疑者の取調べ、任意捜査の呼出簿）、iii) 捜査と留置の分離
- ④警察大学校における適正捜査に係る教養の強化

（２）平成 20 年 1 月 24 日警察庁「警察捜査における取調べ適正化指針」

【取調べに対する監督の強化】

- ① 管理部門に取調べ監督担当課を新設：総務または警務部門に監督担当課を置き、監督担当者により「監督対象行為」の有無を確認する。→国家公安委員会規則「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」で典型的に規定
- ② 捜査主任官は、取調べ状況報告書を監督担当課に提出して報告
在宅被疑者の取調べについても、取調べ状況報告書を作成
- ③ 取調べにつき苦情があった場合は、書面化し、公安員会または警察本部長に報告
- ④ 「監督対象行為」を認めたときは、監察部門に通報し、指導や懲戒の対象

【取調べ時間の管理の厳格化】

- ① 犯罪捜査規範に、やむを得ない場合を除き深夜または長時間の取調べを避けるべきことを規定
- ② 夜間（午後 10 時以降翌朝 5 時まで）の取調べ、8 時間を越える取調べについては、警察本部長または警察署長の事前の承諾を要する。

【その他適正な取調べを担保するための措置】

- ① 取調べ室の設置基準を犯罪捜査規範に規定
- ② 取調室に透視鏡を設置し、入退室時間を電子的に管理するシステムを導入

【捜査に携わる者の意識向上】

- ① 警察学校において、司法制度改革に的確に対応し適正な捜査を推進するために、適正捜査に関する教養を充実させる。
- ② 技能伝承官の活用
- ③ 法曹関係部外講師を招聘して、取調べについての問題意識を醸成する。
- ④ 「監督対象行為」を認めた場合の厳正な対処など人事上の措置

Ⅲ 鹿児島県警察

平成 19 年 12 月鹿児島県警察「いわゆる志布志事件の無罪判決を受けた再発防止策について」

平成 19 年 12 月 14 日の鹿児島県議会総務警察委員会の「内部検証を踏まえた再発防止策の文書化及び公表」の見解を受けたもの

【本件捜査に関する反省・教訓事項】

- ① 供述の信用性の吟味が不十分
- ② 客観的証拠等による供述の裏づけが不十分
- ③ 取調べにおける相手方の事情等に対する配慮が不十分
- ④ 捜査幹部による的確な捜査指揮が不十分

【再発防止策】警察庁通達によるものを除く

- ① 警察幹部による「適正捜査特別巡回指導」
- ② 「職員と語る会」の実施
- ③ 刑事企画課を新設し専従体制により適正捜査の指導教養や捜査管理を行う

【問題点の抽出と適正化方策に対する評価】

鹿児島県警の報告書もそれを前提にした警察庁の検証報告書も、志布志事件の本質的な問題点、すなわち、代用監獄を利用した糾問的取調べがもたらす虚偽自白の危険性をいかに除去するかという問題意識を全く欠いている。そのため、「叩き割り」（任意出頭で呼び出し叩けば自白するであろうという見込み捜査）の手法に対する批判も反省もみられない。かえって、技能伝承官によってその手法を伝授するかのとき口吻すら示している。真の原因分析を欠いているため、結局のところ、「取調べの適正」という従来から未達成であった適正捜査の基本を確認するにとどまっている。

適正化方策について、警察庁は、違法な取調べに対する規制を警察内部で行うことを考えており、取調べ過程の可視化を含む外部からのチェックということを含めていない。「捜査と留置の分離」と同じ考えで、「捜査と監督の分離」を警察内部で行うことで対処しようとしているが、警察の現場で捜査が優先することは、既に「捜査と留置の分離」にもかかわらず、虚偽自白による『冤罪』が続出していることから明らかである。拷問禁止委員会勧告に従うならば、代用監獄を利用した自白獲得を最優先とする捜査システムそれ自体を見直す必要があるのに、自白偏重からの脱却には全く言及していない。供述調書の作成を前提としながら、取調べ過程の録音・録画にも全く言及していない。今回の適正化指針は、いずれも、改めて明示するまでもない当然の取調べ上の留意点をことさらに強調することと、実効性が極めて疑わしい監督制度の創設に尽きており、「取調べに対する実効的な規制措置の導入はしないという従来の警察の立場を、言葉を変えて表明したものにすぎない。」（2008 年 2 月 15 日日弁

連『警察捜査における取調べ適正化指針』に対する意見」)

警察庁の意図は、**内部規制と捜査官の意識改革**に準拠した「適正化指針」で警察捜査に対する国民の批判をかわすところにあったと思われるが、その後の展開は、冒頭に述べたとおり、志布志事件が国際的な注目を浴びることになり、改めてわが国刑事司法の宿弊が国際的に批判されるに至ったことから、ついに、警察庁も部分的ながら、**取調べ過程の録音・録画の試行**に踏み切らざるを得なくなつたものである。

また、最高検察庁及び警察庁という捜査機関がともに「捜査の適正」すなわち「**取調べの適正**」を強調せざるを得なくなつた背景には、2009年5月から始まる**裁判員制度における警察捜査に対する直接的な国民の監視**という事情がある。（「適正捜査」の要請は、捜査メモの証拠開示を認めた最高裁平成20年6月25日決定などにも反映されており、最高裁も裁判員制度を意識した適正捜査の必要性を認識していると考えられる。）もはや従来の調書裁判が裁判員制度の下では機能しえないことが明らかである以上、たとえ供述調書の存在は残るにしても、**供述の任意性立証及び検察官面前調書の特信性立証**のためには供述過程の録音・録画は不可欠であり、いずれは、**全面的な録音・録画**に行かざるを得なくなると予想される。しかし、その場合には、検察庁が録音・録画の試行の目的を供述の**信用性立証への利用**に拡大している点に象徴的に見られるように、逆に、**捜査段階の第一審化**という深刻な問題を提起することとなる。